

令和7年度山形市空き家バンク成約促進助成金

空き家を有効活用及び空き家バンクの促進を図るため、空き家バンクに登録された物件の売買契約又は賃貸借契約が成立した場合に、山形市の予算の範囲内で宅地建物取引業者に5万円を交付する。

1 助成対象者

次のいずれにも該当する者です。

- (1) 令和7年4月1日から令和7年12月31日までの期間中に、契約を成立した登録物件に係る協力事業者
- (2) 山形市の市税の滞納がない者
- (3) 同一物件にかかる成約促進助成金を受けていないこと

2 助成金の額

5万円

3 申請

山形市空き家バンク成約促進助成金交付申請書（兼）同意書に必要事項を記載の上、次の書類を添付し、申請してください。

- (1) 登録物件に係る売買または賃貸借契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 スケジュール（予定）

- ・申請書受付 令和8年1月5日(月)～令和8年1月23日(金)
- ・交付決定通知日 令和8年2月上旬
- ・請求書提出期限 令和8年2月下旬



5 その他

- (1) 令和7年4月1日～令和7年12月31日の期間内に契約が成立したものを対象とする。
- (2) 交付申請は、1つの成約物件につき1回限り申請できることとする。
- (3) 同一事業者による同一物件にかかる申請は、同一年度内につき1回に限定する。
- (4) 応募多数の場合は、抽選を行い、助成金を受け取ることができるのは同一事業者につき1回に限定する。
- (5) A社が空き家バンクに登録していたが、B社で契約が成立した場合、A社及びB社が協力事業者であれば、両者が請求可能。（契約書の写しを提出できる協力事業者が請求することになる。）

★問合せ先・申請先★

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部住宅政策課（山形市役所9階）

電話 023-641-1212（内線470）

E-mail: jutaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp